

(給湯湯沸設備)

第 8 条の 2 給湯湯沸設備の位置、構造及び管理の基準については、第 3 条（第 1 項第 11 号から第 13 号までを除く。）の規定を準用する。

○火災予防規則

(炉等の防火上支障のない措置)

第 9 条の 2 条例第 3 条第 3 項ただし書に掲げる防火上支障のない措置を講じた場合（第 3 条の 2 第 2 項、第 3 条の 3 第 2 項、第 3 条の 4 第 2 項、第 4 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項、第 7 条の 2 第 2 項及び第 8 条の 2 において準用する場合を含む。）とは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 屋内に設けるものにあつては、炉等の周囲に 5 メートル以上、上方にあつては 10 メートル以上の空間を保有する時、または露頭を設置する部分に、スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備が令第 12 条、第 13 条、第 14 条、第 15 条、第 16 条、第 17 条若しくは第 18 条に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置されているとき。
- (2) 屋外に設けるものにあつては、炉等の周囲に 3 メートル以上、上方にあつては 5 メートル以上の空間を保有するとき、又は不燃材料（建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 2 条第 9 号に規定する不燃材料をいう。以下同じ。）で造られた外壁（窓及び出入口等の開口部に防火戸（条例第 3 条第 3 項の防火戸をいう。以下同じ。）を設けたものをいう。）等に面するとき。

(点検及び整備の要領等)

第 1 3 条 条例第 3 条第 2 項第 2 号（条例第 3 条の 2 第 2 項、第 3 条の 3 第 2 項、第 3 条の 4 第 2 項、第 4 条第 2 項、第 5 条第 2 項、第 6 条第 2 項、第 7 条第 2 項、第 7 条の 2 第 2 項、第 8 条、第 8 条の 2 及び第 10 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する必要な点検及び整備並びに第 12 条第 1 項第 9 号（条例第 8 条の 3 第 1 項及び第 3 項、第 12 条第 3 項、第 12 条の 2 第 2 項、第 13 条第 2 項及び第 3 項、第 14 条第 2 項及び第 4 項、第 15 条第 2 項、第 16 条第 2 項並びに第 17 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する必要な点検、絶縁抵抗等の測定試験及び補修の結果は、記録し、その記録を 2 年間保存しなければならない。

○福山地区消防組合告示第 5 号

必要な知識及び技能を有する者の指定

平成 4 年 7 月 1 日
福山地区消防組合告示第 5 号

福山地区消防組合火災予防条例（平成 2 年条例第 18 号。以下「条例」という。）第 3 条第 2 項第 3 号、第 12 条第 1 項第 9 号及び第 19 条第 1 項第 13 号の規定に基づき、「必要な知識及び技能を有する者」を次のように指定する。

1 条例第3条第2項第3号（条例第3条の2第2項、第3条の3第2項、第3条の4第2項、第4条第2項、第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項、第7条の2第2項、第8条、第8条の2及び第10条の2第2項において準用する場合を含む。）に規定する必要な知識及び技能を有する者は、次に掲げる者又は当該設備の点検及び整備に関しこれらと同等以上の知識及び技能を有する者とする。

(1) 液体燃料を使用する設備にあつては、次に掲げる者

ア 一般財団法人日本石油燃焼機器保守協会から、石油機器技術管理士資格者証の交付を受けた者

イ ボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）に基づく特級ボイラー技士免許、一級ボイラー技士免許、二級ボイラー技士免許又はボイラー整備士免許を有する者（条例第4条第2項、第8条及び第8条の2において条例第3条第2項第3号を準用する場合に限る。）

(2) 電気を熱源とする設備にあつては、次に掲げる者

ア 電気事業法（昭和39年法律第170号）に基づく電気主任技術者の資格を有するもの

イ 電気工事士法（昭和35年法律第139号）に基づく電気工事士の資格を有する者

2～3（略）

【解釈及び運用】

本条は、前条で述べたとおり、入力が12キロワットを超える湯沸設備のうち、貯湯部が大気に開放されており、大気圧以上の圧力がかからない構造の湯沸設備について規定したものである。構造及び種類については、簡易湯沸設備とほぼ同じである。

1 離隔距離

給湯湯沸設備の建築物等及び可燃性の物品からの離隔距離は、表8-2-1によること。

ただし、給湯湯沸設備が、（一財）日本ガス機器検査協会又は（一財）日本燃焼機器検査協会が定めた防火性能基準に適合したものについては、防火性能が確保され、安全性の高いものとなっていることから、当該設備等に貼付されているいずれかの協会名の認証ラベルに記載の離隔距離として差し支えない。

表8-2-1（条例別表第3抜粋）

種 類					離 隔 距 離（単位センチメートル）				
					入力	上方	側方	前方	後方
給湯湯沸設備	気体燃料	不燃以外	半密閉式	常圧貯蔵型	12キロワットを超え42キロワット以下	—	15	15	15
				瞬間型	12キロワットを超え70キロワット以下	—	15	15	15
			密閉式	常圧貯蔵型	12キロワットを超え42キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5

給湯湯沸設備	気体燃料	不燃以外	密閉式	瞬間型	調理台型	12キロワットを超え70キロワット以下	—	0	—	0
				瞬間型	壁掛け型、据置型	12キロワットを超え70キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5
			屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12キロワットを超え42キロワット以下	60	15	15	15
					フードを付ける場合	12キロワットを超え42キロワット以下	15	15	15	15
				瞬間型	フードを付けない場合	12キロワットを超え70キロワット以下	60	15	15	15
					フードを付ける場合	12キロワットを超え70キロワット以下	15	15	15	15
		燃	半密閉式	常圧貯蔵型		12キロワットを超え42キロワット以下	—	4.5	—	4.5
				瞬間型		12キロワットを超え70キロワット以下	—	4.5	—	4.5
			密閉式	常圧貯蔵型		12キロワットを超え42キロワット以下	4.5	4.5	—	4.5
				瞬間型	調理台型	12キロワットを超え70キロワット以下	—	0	—	0
					壁掛け型、据置型	12キロワットを超え70キロワット以下	4.5	4.5	—	4.5
				屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12キロワットを超え42キロワット以下	30	4.5	—
	フードを付ける場合	12キロワットを超え42キロワット以下	10			4.5	—	4.5		
	瞬間型	フードを付けない場合	12キロワットを超え70キロワット以下		30	4.5	—	4.5		
		フードを付ける場合	12キロワットを超え70キロワット以下		10	4.5	—	4.5		
	液体燃料	不燃以外				12キロワットを超え70キロワット以下	60	15	15	15
		不燃				12キロワットを超え70キロワット以下	50	5	—	5
		上記に分類されないもの					—	60	15	60

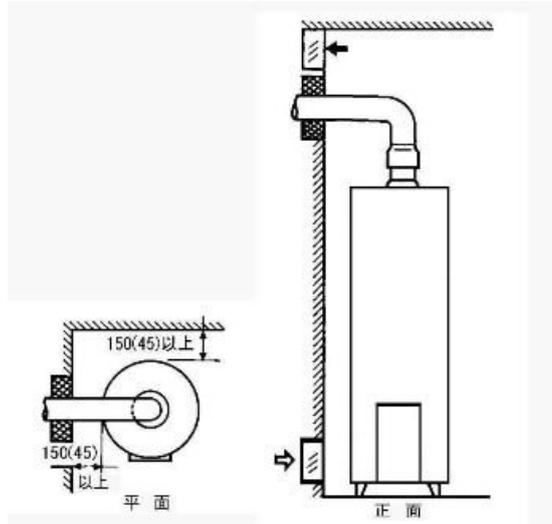
備考

- 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

2 設置例

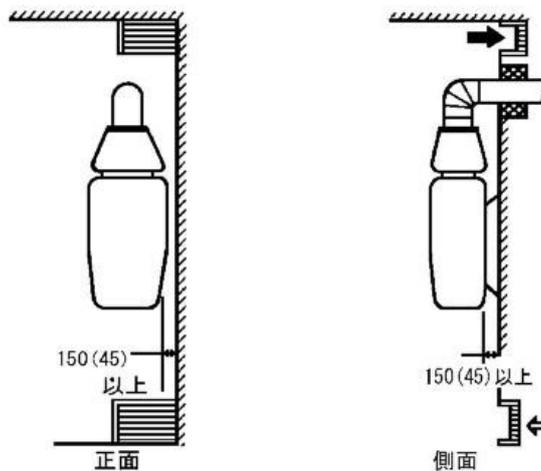
(1) 気体燃料を使用する給湯湯沸設備と建築構等との離隔距離の例 (単位: mm)

ア 半密閉式・常圧貯蔵型 (12キロワットを超え 42キロワット以下)



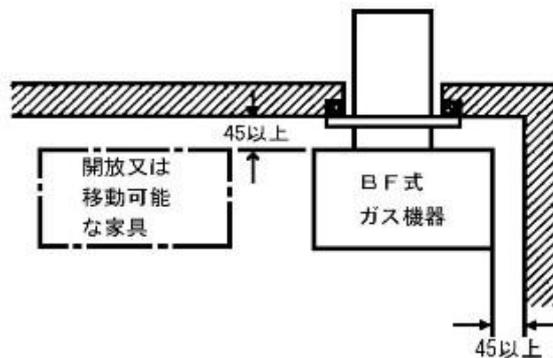
(注) () 内は、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの離隔距離を示す。
【出典: 株式会社 ぎょうせい『逐条解説 火災予防条例準則』】

イ 半密閉式・瞬間型 (12キロワットを超え 70キロワット以下)



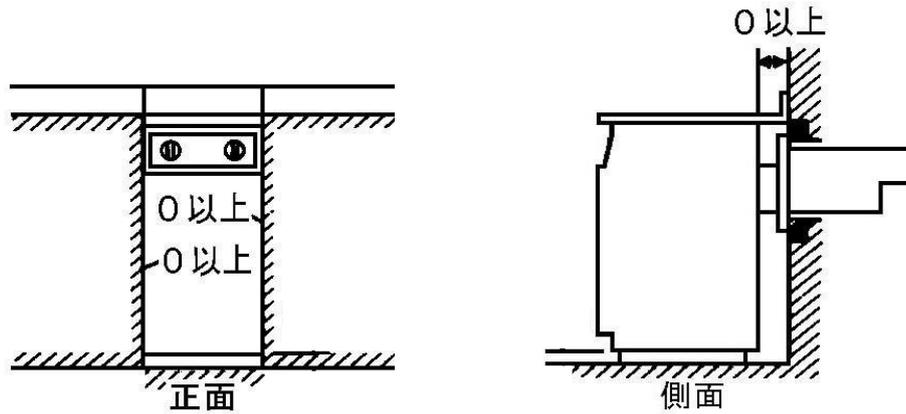
(注) () 内は、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの離隔距離を示す。
【出典: 株式会社 ぎょうせい『逐条解説 火災予防条例準則』】

ウ 密閉式・常圧貯蔵型 (12キロワットを超え 42キロワット以下)



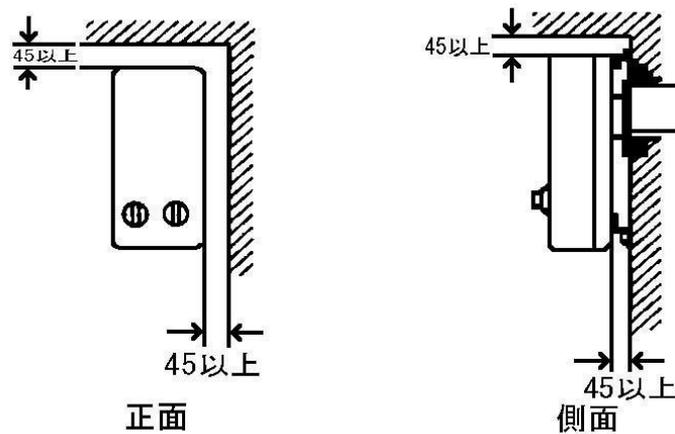
【出典: 株式会社 ぎょうせい『逐条解説 火災予防条例準則』】

エ 密閉式・瞬間型（12キロワットを超え70キロワット以下で調理台型）



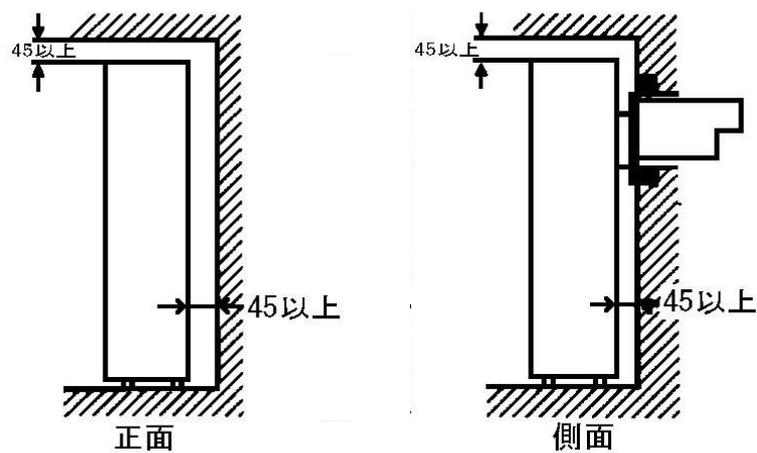
【出典：株式会社 ぎょうせい『逐条解説 火災予防条例準則』】

オ 密閉式・瞬間型（12キロワットを超え70キロワット以下で壁掛け型）



【出典：株式会社 ぎょうせい『逐条解説 火災予防条例準則』】

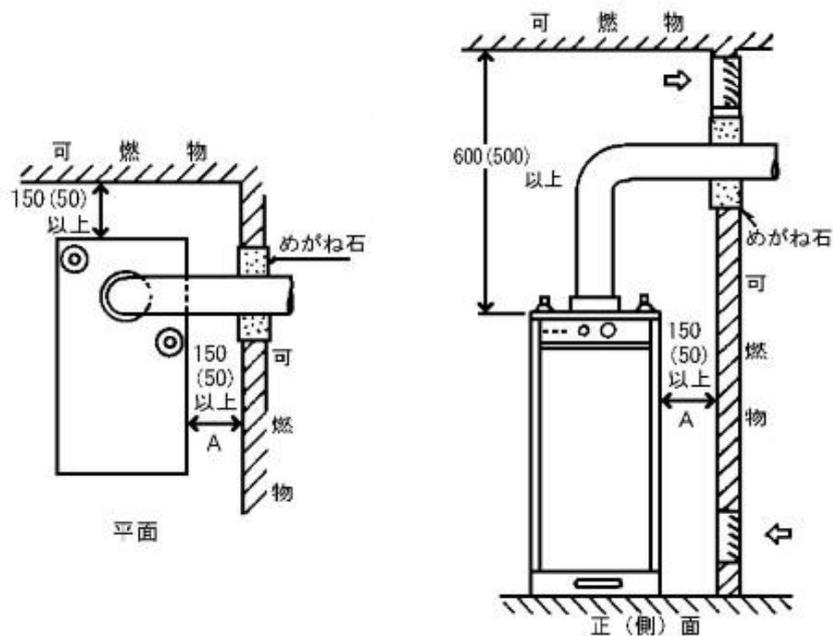
カ 密閉式・瞬間型（12キロワットを超え70キロワット以下で据置型）



【出典：株式会社 ぎょうせい『逐条解説 火災予防条例準則』】

(2) 液体燃料を使用する給湯湯沸設備と建築構等との離隔距離の例 (単位: mm)

ア 屋内設置 (12 キロワットを超え 70 キロワット以下)

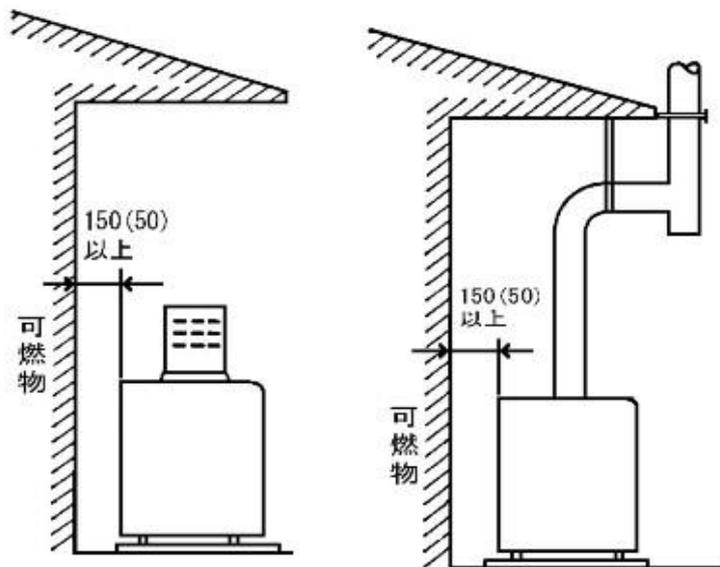


(注) () 内は、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの離隔距離を示す。

A 寸法は、基準では 15cm 以上と規定しているが、煙突と可燃物との離隔距離でも規制される。

【出典: 株式会社 ぎょうせい『逐条解説 火災予防条例準則』】

イ 屋外設置



(注) () 内は、不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの離隔距離を示す。

【出典: 株式会社 ぎょうせい『逐条解説 火災予防条例準則』】

3 本条は、条例第 3 条 (炉) の位置、構造及び管理についての規定が、同条第 1 項第 11 号から第 13 号までを除いて、給湯湯沸設備に準用されることを規定している。(表 8 - 2 - 2 参照)

表 8 - 2 - 2

「給湯湯沸設備」基準の準用規定一覧表

条	項	号	規 制 内 容
3	1	1	可燃物品等からの条例別表第 3 又は離隔距離基準による離隔距離
		2	可燃物が落下し、又は接触するおそれのない位置に設置
		3	可燃性ガス等が発生し、又は滞留しない位置に設置
		4	避難の支障となる位置に設置しない
		5	有効な換気を行うことができる位置に設置
		6	不燃材料で金属以外の床上に設置（屋内に設ける場合）
		7	火災発生のおそれのある部分は不燃材料
		8	地震等により容易に転倒等しない構造
		9	表面温度が過度に上昇しない構造
		10	風雨等による口火・バーナーの火の立ち消え防止措置（屋外に設ける場合）
		14	固形燃料を使用する場合の構造
		15	液体燃料を使用する場合の附属設備の構造
		16	液体燃料又は気体燃料を使用する場合の構造
		16の2	液体燃料又は気体燃料を使用する場合の安全装置
		16の3	気体燃料を使用する場合の配管・計器等の附属設備の基準
		17	電気を熱源とする場合の基準
		2	1
	2		設備及び附属設備の点検及び整備
	3		液体燃料及び電気を使用する場合の点検者の指定（告示第 5 号）
	4		本来の使用燃料以外の燃料の使用禁止
	5		異常燃焼を生ずるおそれのある設備に監視人の配置
	6		燃料タンクの転倒防止措置等
	3	—	不燃材料による区画（入力 350kW 以上の場合）
	4	—	液体燃料を使用する場合の構造及び管理